

# 国民健康保険・後期高齢者医療保険を お使いの皆さんへ

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

有効期限と限度額適用などのお知らせがあります。  
期限は7月31日までとなっていますのでご注意ください。

## 国民健康保険被保険者の皆さんへ 70歳から74歳の人

現在交付している「国民健康保険  
高齢受給者証」の有効期限は7月31  
日までとなっています。7月下旬に  
新しい高齢受給者証を郵送しますの  
で、8月1日以降は新しい高齢受給  
者証をお使いください。有効期限を  
過ぎた高齢受給者証は、適正に処分  
してください。

## 医療費が高額になるときは限度 額適用認定証の申請を

医療費が高額になる人に対して、  
限度額適用認定証を発行しています。  
認定証を病院に提示すると、窓口で  
の負担が少なくなる可能性があります。  
申請に必要なもの

国民健康保険証、印かん、国民健  
康保険高齢受給者証(該当者のみ)  
※国民健康保険税の滞納がある世帯  
には、認定証が交付されない場合  
があります。

## 限度額適用認定証をお持ちの人

現在交付している「限度額適用認  
定証」の有効期限は7月31日までと  
なっています。引き続きご使用の予  
定がある人は8月中に更新の申請を  
行ってください。

所得区分	3回目までの限度額		4回目以降の限度額	
	70歳未満の人	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円	
	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	
所得区分	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)	
	70歳以上の人	一般	12,000円	44,400円
	現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

## 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 後期高齢者医療被保険者証(保険 証)を郵送します

現在お持ちの保険証(水色)の有効  
期限は7月31日までとなっています。  
新しい保険証(黄色)を7月中に簡易  
書留で郵送しますので、8月1日か  
らは新しい保険証をお使いください。  
新しい保険証に記載してある一部  
負担金の割合は、平成24年度の住民  
税の課税所得を基に判定しています。  
なお、有効期限を過ぎた保険証は  
適正に処分してください。

一部負担金の割合(窓口負担)  
・同一世帯の後期高齢者医療被保険  
者のうち、住民税の課税所得が1  
45万円以上ある人がいる世帯の  
被保険者→3割  
・右記の条件に該当しない世帯の被  
保険者→1割

## 限度額適用・標準負担額減額認 定証の更新と新規申請

更新  
現在お持ちの「限度額適用・標準  
負担額減額認定証(水色)の有効期  
限は、7月31日までとなっています。  
8月1日から引き続き該当する人  
には、新しい認定証(黄色)を保険証  
に同封し郵送します。  
新規の申請  
住民税非課税世帯の人で、現在

## 環境 節電・省エネファミリーと節電事業所を募集します

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

地域活動支援・連携促進事業「節電・省エネモデル地区事業」  
原子力発電所の活動停止に伴い、今夏も電力供給量が非常に厳しい状況  
が予想されます。節電・省エネのためにできること、家計にもやさしい  
ことを始めませんか。

地球温暖化などの環境問題に関す  
る啓発、広報事業を行うなど、さま  
ざまな世代が享受できる「循環型社  
会」の構築を目的に活動しているN  
PO法人くまもと温暖化対策セン  
ターでは、グリーン(ゴーヤ)カーテ  
ン菊陽の皆さんと一緒に節電・省エ  
ネ活動を推進しています。

そこで、ゴーヤカーテンを設置し  
て節電・省エネ活動の実施を考えて  
いる家庭や、ゴーヤカーテン以外の  
節電・省エネ活動の実施を考えてい

## 節電・省エネファミリーと節電 事業所の内容

①7月に実施する説明会「節電・省  
エネセミナー」に参加し、簡易な  
節電・省エネ行動を学びます。

る家庭を募集します。すでに節電・  
省エネ活動を実施している家庭も対  
象です。

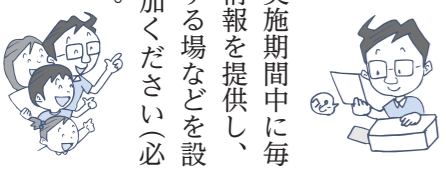
そのための説明会「節電・省エネ  
セミナー」も開催しますので、ぜひ  
ご参加ください。

セミナーは2回実施しますが、内  
容は同じです。実施期間や節電、  
効果把握の方法などを説明します。  
都合の良い日にご参加ください。

②セミナーに参加して検討した後、  
菊陽節電ファミリー・菊陽エコドラ  
イバー・菊陽節電事業所のいづれ  
かの参加登録をします。

③7、10月の適当な期間、節電・省  
エネ行動を実施し、その間の「電  
気使用量のお知らせ」を保存し、  
11・12月にコピーを提出します。  
2、3カ月間の実施を願ひしま  
すが、その後もご自身で続けてく  
ださい。

④節電・省エネ行動実施期間中に毎  
月1回、関係する情報を提供し、  
楽しく意見交換をする場などを設  
けますので、ご参加ください(必  
須ではありません)。



## 狂犬病予防注射はお済みですか

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられて  
います。未接種の場合は、速やかに接種させましょう。

■対象犬 生後91日以上  
(病気などの場合は獣医師にご相談ください)

■費用 各動物病院に事前にお問い合わせください

■次の場合は、速やかに環境生活課に届け出てください

- ・右記の動物病院以外で接種したとき
- ・新しく犬を飼い始めたとき
- ・犬が死亡したとき
- ・犬の所有者が替わったとき、または犬が転出したとき

■狂犬病予防注射済票の交付を委託している動物病院  
(接種可能かどうか、事前に電話でご確認ください)

病院名	住所	電話番号
アニマル動物病院	武蔵ヶ丘北	☎(337)4100
あーす動物病院	原水	☎(233)0012
荒木動物病院	新山	☎(292)3088
大塚動物病院	津久礼	☎(232)7254
木村獣医科	原水	☎(232)2694
さくら動物病院	津久礼	☎(340)2022
光の森にしぐち動物病院	光の森	☎(232)8470
池田獣医科	大津町	☎(293)2665
大津動物クリニック	大津町	☎(293)5654
ハーベスト動物病院	大津町	☎(292)0500

「限度額適用・標準負担額減額認定  
証」をお持ちでない人が、入院や通  
院で高額な医療費がかかる場合には、  
この認定証が必要となります。国民  
健康保険係の窓口申請してくださ  
い。

※住民税課税世帯の人は該当しま  
せん。

■申請に必要なもの  
後期高齢者医療被保険者証、印かん

■保険料決定通知書を郵送します  
平成24年度の正式な保険料が決定  
しましたので、7月中に保険料額決  
定通知書を郵送します。

特別徴収(年金からの天引き)の人  
または普通徴収の口座振替で納付し  
ている人へ①保険料額決定通知書と  
②説明資料などを郵送します。

③普通徴収の納付書納付の人は、①  
②の他に納付書を同封しますので、  
納付期限内に納付してください。

■保険料の決まり方  
被保険者個人ごとの保険料は、被  
保険者全員が負担する「均等割額」  
と、被保険者の所得に応じて負担す  
る「所得割額」の合計額になります。  
均等割額と所得割額は広域連合で2  
年ごとに決められます。

■平成24年度の保険料率  
均等割額 47,900円  
所得割率 9・26%